

世田谷区軟式野球連盟規約細則



第一章 大会

第1条 世田谷区軟式野球連盟（以下、本連盟という）が主催する公式大会は以下の通りとする。

【一般部】

- 一、春季軟式野球大会（1部・2部・3部・壮年）
- 一、夏季軟式野球大会（1部・2部・3部・壮年）
- 一、秋季軟式野球大会（1部・2部・3部・壮年）
- 一、世田谷区民体育大会
- 一、壮年部王座決定戦
- 一、王座決定戦

【少年学童部】

- 一、全日本少年軟式野球大会世田谷大会
- 一、春季少年軟式野球大会アンダーアーマートーナメント世田谷大会
- 一、東京都少年新人軟式野球大会世田谷大会
- 一、夏季少年軟式野球大会
- 一、秋季少年軟式野球大会
- 一、春季高学年軟式野球大会兼全日本学童軟式野球大会マクドナルド・トーナメント世田谷大会兼東京都知事杯世田谷大会
- 一、夏季高学年軟式野球大会兼ジャビットカップ世田谷大会
- 一、秋季高学年軟式野球大会
- 一、春季低学年軟式野球大会
- 一、秋季低学年軟式野球大会
- 一、東京新聞杯日本ハム杯兼城南CUP学童新人戦世田谷大会
- 一、学童王座決定戦（学童高学年）
- 一、小学校3年生以下の大会

第2条 大会に参加するチームは、本連盟規約第9条から第11条に定める手続きを経てその年度の会員資格を取得したチームと選手に限る。

第二章 規律

第3条 大会出場チームあるいは選手が以下の各号のいずれかに該当する時は、本連盟規約第九章（規律）の規定に基づく規律委員会により、相当の処置を行う。

1. 不正登録チームあるいは選手の出場
 - ・試合中に発覚した場合は、直ちに試合を終了し相手チームに勝ちを与える。
 - ・試合終了後に発覚した場合は、次の対戦チームに勝ちを与える。
 - ・優勝チームの不正が決勝戦終了後に発覚した場合は、準優勝チームを優勝とする。
2. 軟式野球規則に対する違反
 - 軟式野球規則に従い審判員が下したいかなる判定に対しても、これに服従しない者。

3. 大会秩序を乱し、その進行を妨げる行為

軟式野球の正しい発展を阻害する言動を敢えて行い、大会の進行を妨げる行為をした者。（チーム関係者を含む）

第4条 規律委員会は、必要に応じ会長あるいは理事長が招集し、理事、評議員若干名で構成する。

会長あるいは理事長がこの委員会の議長を務める。

第5条 規律委員会は、規律規定に定める違反事項の調査及び確認を行い、処分内容の決定を行うとともに、速やかに規定違反者にその内容を通達する。

第三章 選手異動

第6条 1. 会員及び会員の選手は、同一年度内に公益財団法人 全日本軟式野球連盟（以下、全軟連という）に加盟する団体あるいは野球チームに移籍することはできない。但し、一般部においては、同一大会中の移籍でなければ、本連盟内の移籍に限りこれを認めることがある。

2. 全軟連に加盟する団体に所属している野球チームあるいは選手が、同一年度内に本連盟の会員あるいは会員の選手になることはできない。

但し、本連盟の承認を得た場合はその限りではない。

上記各号において移籍を受け入れた会員は、同一年度内に上部大会に出場することはできない。

第四章 規約の変更

第7条 本規約細則は、理事会において出席者の過半数の同意を得て変更することができる。

第五章 付 則

第8条 本規約細則の施行について必要な事項の細目は理事会が定める。

2015年2月 7日（土）	規約細則全面改正
2019年1月 1日（火）	一部改正
2020年1月26日（日）	一部改正
2021年3月 1日（月）	一部改正
2025年2月 1日（土）	一部改正